

2020年6月5日

株 主 各 位

大阪市北区天満1丁目6番7号

ミヤコ株式会社

代表取締役社長 東 田 勝

第70期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第70期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大防止のため政府や都道府県知事から外出自粛が要請される事態に至っております。株主の皆様におかれましては、外出自粛が要請されている状況にも鑑み、感染拡大防止の観点から、本総会につきましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申しあげます。

なお、書面により議決権を行使いただく場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月26日（金曜日）当社営業時間終了の時（午後5時30分）までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | | |
|---------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 2020年6月29日（月曜日）午前11時 |
| 2. 場 | 所 | 大阪市北区天満1丁目6番7号
ミヤコ株式会社 本社5階
（開催時刻および会場が前回と異なっておりますので、お間違いのないようお願い申しあげます。会場につきましては、末尾の会場ご案内図をご参照ください。） |
| 3. 目的事項 | | |
| 報告事項 | | 第70期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）
事業報告および計算書類報告の件 |
| 決議事項 | | |
| 第1号議案 | | 取締役4名選任の件 |
| 第2号議案 | | 株式併合の件 |
| 第3号議案 | | 定款一部変更の件 |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類、事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.miyako-inc.jp/>）に掲載させていただきます。

本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）および本議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集ご通知にお目通しいただきますようお願い申し上げます。

また、本総会より、ご出席の株主様へのお土産を廃止させていただきます。何卒、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

(提供書面)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当事業年度における住宅・非住宅向けの管工機材業界におきましては、低水準の住宅ローン金利や住宅取得優遇制度が継続されているものの、消費税増税による消費マインドの低下などにより、新設住宅着工戸数は前期を下回る結果となりました。また、非住宅市場におきましても減少傾向が続くなか、同業企業間の価格競争やサービス競争が激しさを増しており、依然として厳しい状況が続いております。

このような状況のなか、当社では販売力の強化を推進するとともに、ユーザーニーズに応えた新製品やアイデア商品の開発、商品やサービスなどの情報発信力の強化、ニッチ商品の品揃えの充実などに取り組み、全社一丸となって業績の向上に努めてまいりました。

この結果、当事業年度における売上高は51億8千6百万円（前期比0.2%減）となりました。利益面では、営業利益3億8千6百万円（前期比7.1%増）、経常利益4億4百万円（前期比6.6%増）となり、当期純利益は2億5千6百万円（前期比58.7%増）となりました。

② 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第 67 期 (2017年3月期)	第 68 期 (2018年3月期)	第 69 期 (2019年3月期)	第 70 期 (当事業年度) (2020年3月期)
売 上 高	4,957,474千円	5,212,084千円	5,198,712千円	5,186,126千円
経 常 利 益	360,606千円	462,708千円	379,328千円	404,342千円
当 期 純 利 益	240,103千円	254,399千円	161,367千円	256,009千円
1株当たり当期純利益	85.02円	92.83円	58.88円	93.42円
総 資 産	4,875,947千円	5,256,751千円	5,225,975千円	5,237,582千円
純 資 産	3,468,147千円	3,686,439千円	3,749,442千円	3,895,052千円
1株当たり純資産額	1,265.55円	1,345.21円	1,368.20円	1,421.33円

(注) 1株当たり当期純利益については、発行済株式総数から自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況 (2020年3月31日現在)

親会社の状況

会社名	資本金	当社に対する 議決権比率	当社との関係
株式会社ツカダ興産	20,000千円	81.67%	当社株式の取得 および所有

(4) 対処すべき課題

今後の事業環境の見通しにつきましては、少子高齢化や住宅の長寿命化により、新設住宅は長期にわたり減少傾向が続くものと予想されます。

このような市場環境のなか、当社といたしましては、革新的な製品やサービスで他社との差別化を図るとともに、EC売上の拡大、非住宅向けの製品の開発および販売強化などに注力し、長期的な視点で収益の向上に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

事業内容	主要製品
住宅の水まわりパーツの開発・設計・販売	排水・通気金具、衛生設備関連器具、パイプ・継手・配管用副資材、給水栓・関連商品、バルブ、ポンプ・給湯関連商品・保温材

(6) 主要な営業所等 (2020年3月31日現在)

- ① 本社 大阪市北区天満1丁目6番7号
- ② 物流センターおよび営業所

名称	所在地	名称	所在地
大阪物流センター	大阪府大東市	多摩営業所	東京都日野市
大阪第2物流センター	大阪府大東市	横浜営業所	横浜市保土ヶ谷区
札幌営業所	札幌市東区	名古屋営業所	名古屋市中川区
仙台営業所	仙台市若林区	大阪営業所	大阪府大東市
埼玉営業所	さいたま市北区	広島営業所	広島市西区
千葉営業所	千葉県柏市	福岡営業所	福岡市博多区

(7) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
82(13)名	2名減(5名増)	41.7歳	18.6年

(注) 使用人数は就業員数(常用パートを含む。)であり、臨時雇用者数(人材会社からの派遣社員を含む。)は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

該当する事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

2. 株式の状況 (2020年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 13,900,000株
- (2) 発行済株式の総数 4,587,836株
- (3) 株主数 139名
- (4) 大株主 (上位11名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 ツ カ ダ 興 産	2,237千株	81.67%
東 田 勝	439	16.04
久 志 早 苗	13	0.47
NOMURA INTERNATIONAL P L C A / C J A P A N F	4	0.15
渡 辺 晃 伸	3	0.13
池 田 文 子	3	0.11
小 西 笑 子	3	0.11
角 村 智 恵 子	2	0.09
中 島 浩 司	2	0.09
犬 塚 正 行	2	0.07
木 村 治	2	0.07

- (注) 1. 当社は、自己株式を1,847,408株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (2020年3月31日現在)
該当する事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当する事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役および監査役の状況 (2020年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	東 田 勝	(株)ツカダ興産代表取締役社長
取 締 役	石 原 利 幸	社長室長
取 締 役	堀 川 富 士 夫	営業推進部長
取 締 役	菊 山 勝 久	公認会計士
監 査 役 (常勤)	多 谷 本 昌 利	
監 査 役	木 下 威 英	弁護士
監 査 役	田 野 瀬 博	公認会計士

- (注) 1. 取締役菊山勝久氏は社外取締役であります。なお、当社は、菊山勝久氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役木下威英氏および監査役田野瀬博氏は、社外監査役であります。
3. 監査役田野瀬博氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	4名 (1)	62,885千円 (2,500)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (2)	6,310 (2,500)
合 計 (うち社外役員)	7 (3)	69,195 (5,000)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、1994年6月27日開催の第44期定時株主総会において年額200,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、2002年6月27日開催の第52期定時株主総会において年額10,000千円以内と決議いただいております。
4. 上記の報酬等の額には、以下のものも含まれております。
- 当事業年度に係る役員退職慰労金の引当金繰入額
- 取締役 4名 4,785千円
(うち社外取締役 1名 100千円)
- 監査役 3名 310千円
(うち社外監査役 2名 100千円)

(3) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

① 取締役 菊山勝久

当事業年度に開催された取締役会5回全てに出席いたしました。当社において長年にわたる監査役としての経験や公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

② 監査役 木下威英

当事業年度に開催された取締役会5回全て、監査役会5回全てに出席いたしました。主に、弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制について適宜、必要な発言を行っております。

③ 監査役 田野瀬博

当事業年度に開催された取締役会5回全て、監査役会5回全てに出席いたしました。主に、公認会計士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システムおよび内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 ひびき監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	11,750千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	11,750千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、監査実績の分析や評価、会計監査人の職務執行状況や計画・実績を確認し、監査時間および報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容について

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

① 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

倫理規程をはじめとする法令遵守体制に係る規程を整備し、役職員が法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とします。

また、その徹底を図るため、社員教育を行っております。

これらの活動は、定期的に取り締役会および監査役会に報告されるものとし、法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段として、監査役を窓口とした内部通報制度を設置・運営いたしております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という。）に記録し、保存しております。取締役および監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとしております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質、および情報セキュリティに係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、マニュアルの作成・配付等を行うものとし、全社的対応は管理部が行うものとしております。新たに生じたリスクについては取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定めることとしております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務執行の効率化を図っております。

- i 職務権限規程・意思決定ルールの策定
- ii 取締役を構成員とする経営推進会議の設置
- iii 取締役会による中期経営計画の策定とITを活用した月次・四半期業績管理の実施
- iv 経営推進会議および取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施

⑤ 会社における業務の適正を確保するための体制

取締役会は、取締役4名で構成されており、法令および定款に定められた事項のほかに経営の意思決定について、定例の開催に加え、緊急を要する重要事項が発生した場合には、臨時取締役会を適宜開催することとしております。

また、単なる意思決定機関としてではなく各取締役相互の業務執行状況を監督する機関と位置付けております。

監査機能につきましては、常勤監査役1名と非常勤監査役2名（うち社外監査役2名）で構成され、取締役会への出席と監査役会を定期的に行います。取締役等からその職務の業務執行状況の聴取を行っております。

また、社長直轄の監査室を設置し、内部監査規程に則り毎年度計画的に内部監査を実施しております。監査室は、監査結果を速やかに社長に報告し、各部門に対して、改善点の指摘・勧告等を行い、諸業務の質や効率の改善を図っております。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、職員に監査業務に必要な事項を命令できるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員は、その命令に関して、取締役の指揮命令を受けないものとしております。

- ⑦ 取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役および使用人は、監査役会に対して、法定事項に加え、会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、社内通報制度による通報状況およびその内容を速やかに報告することとしております。

- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会と代表取締役社長との間の定期的な意見交換会を設定しております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の業務の適正性を確保するための体制の運用状況につきましては、取締役会を5回開催し、法令および定款に定められた事項の確認を実施するとともに、各取締役相互の業務執行状況の確認を行いました。

また、監査機能につきましては、監査役会を5回開催するとともに、取締役会への出席を5回実施し、取締役の職務の業務執行状況の聴取を行い、法令および定款に基づき適切に執行されているか確認を行いました。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	4,481,229	流動負債	1,241,675
現金及び預金	1,886,430	支払手形	32,639
受取手形	580,403	電子記録債務	575,806
電子記録債権	463,940	買掛金	419,513
売掛金	741,582	未払金	56,112
商品及び製品	781,294	未払費用	20,798
貯蔵品	1,462	未払法人税等	68,616
前払費用	10,713	未払消費税等	24,821
その他	15,601	預り金	3,369
貸倒引当金	△200	賞与引当金	40,000
固定資産	756,352	固定負債	100,853
有形固定資産	320,168	役員退職慰労引当金	95,183
建物	37,113	預り保証金	5,670
構築物	374		
車両運搬具	0	負債合計	1,342,529
工具・器具・備品	8,782	純資産の部	
土地	273,897	株主資本	3,828,584
無形固定資産	5,222	資本金	100,000
ソフトウェア	260	資本剰余金	584,726
電話加入権	4,961	資本準備金	118,386
投資その他の資産	430,961	その他資本剰余金	466,340
投資有価証券	211,973	利益剰余金	5,248,642
破産・更生債権等	0	利益準備金	68,339
長期前払費用	15	その他利益剰余金	5,180,303
繰延税金資産	5,183	別途積立金	2,100,000
保険積立金	147,456	繰越利益剰余金	3,080,303
敷金・保証金	53,918	自己株式	△2,104,783
その他	12,774	評価・換算差額等	66,467
貸倒引当金	△360	その他有価証券評価差額金	66,467
資産合計	5,237,582	純資産合計	3,895,052
		負債純資産合計	5,237,582

損 益 計 算 書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	5,186,126
売 上 原 価	3,625,098
売 上 総 利 益	1,561,027
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,174,392
営 業 利 益	386,635
営 業 外 収 益	41,942
営 業 外 費 用	24,235
経 常 利 益	404,342
特 別 損 失	17,077
公 開 買 付 関 連 費 用	17,077
税 引 前 当 期 純 利 益	387,265
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	138,800
法 人 税 等 調 整 額	△7,544
当 期 純 利 益	256,009

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本										
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本計 合 計	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金					利益剰余金 合 計
						別 積 立 金	途 利 益 剰 余 金	繰越利益 剰 余 金			
2019年4月1日 期首残高	564,952	118,386	1,388	119,774	68,339	2,100,000	2,898,285	5,066,624	△2,104,783	3,646,566	
事業年度中の変動額											
減資	△464,952		464,952	464,952						-	
剰余金の配当							△73,991	△73,991		△73,991	
当期純利益							256,009	256,009		256,009	
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額（純額）											
事業年度中の 変動額合計	△464,952	-	464,952	464,952	-	-	182,018	182,018	-	182,018	
2020年3月31日 期末残高	100,000	118,386	466,340	584,726	68,339	2,100,000	3,080,303	5,248,642	△2,104,783	3,828,584	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2019年4月1日 期首残高	102,875	102,875	3,749,442
事業年度中の変動額			
減資			-
剰余金の配当			△73,991
当期純利益			256,009
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額（純額）	△36,408	△36,408	△36,408
事業年度中の 変動額合計	△36,408	△36,408	145,610
2020年3月31日 期末残高	66,467	66,467	3,895,052

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

・時価のあるもの

事業年度末日の市場価格等に基づく時価法であります。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

移動平均法による原価法であります。

・時価のないもの

② たな卸資産

・商品及び製品

月別移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)であります。

最終仕入原価法であります。

・貯蔵品

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

② 無形固定資産

・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

・その他の無形固定資産

定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売掛債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出にあてるため、支給見込額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規約に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

現金及び預金	1,406,507千円
建物	32,279千円
土地	51,756千円
投資有価証券	209,473千円
計	1,700,017千円

※現金及び預金は、引き出しに係る制限はされておられません。

(2) 上記に係る債務の内容

当事業年度末において対応する債務はございません。

(3) 有形固定資産の減価償却累計額

711,033千円

(4) コミットメントライン契約

当社は、資本効率の向上を図りつつ、必要な時に運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行とコミットメントライン契約を締結しております。当事業年度末におけるコミットメントライン契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

コミットメントラインの総額	500,000千円
借入実行残高	—
差引額	500,000千円

3. 損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	4,587,836	—	—	4,587,836

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	1,847,408	—	—	1,847,408

(3) 剰余金の配当に関する事項
配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当金 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	46,587	17.0	2019年3月31日	2019年6月28日
2019年11月8日 取締役会	普通株式	27,404	10.0	2019年9月30日	2019年12月10日

(注) 2019年6月27日定時株主総会決議による1株当たり配当額には、記念配当2円を含んでおります。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクにさらされています。当該リスクに関しては、当社の信用管理規程に従い、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念や信用状況を早期把握する体制となっております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクにさらされていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役に報告されております。

営業債務である支払手形、電子記録債務及び買掛金は、1年以内の支払期日です。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注）2．参照）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,886,430	1,886,430	—
(2) 受取手形	580,403	580,403	—
(3) 電子記録債権	463,940	463,940	—
(4) 売掛金	741,582	741,582	—
(5) 投資有価証券 其他有価証券	209,473	209,473	—
資産計	3,881,831	3,881,831	—
(6) 支払手形	32,639	32,639	—
(7) 電子記録債務	575,806	575,806	—
(8) 買掛金	419,513	419,513	—
負債計	1,027,958	1,027,958	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 電子記録債権、(4) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券・其他有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。

(6) 支払手形、(7) 電子記録債務、(8) 買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	2,500

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積るには過大なコストを要すると見込まれます。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため「(5) 投資有価証券・その他有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内
現金及び預金	1,886,430
受取手形	580,403
電子記録債権	463,940
売掛金	741,582
投資有価証券その他有価証券のうち満期があるもの	—
合計	3,672,357

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	13,820千円
未払事業税否認	7,476千円
役員退職慰労引当金	32,886千円
ゴルフ会員権評価損	1,877千円
減損損失	105,980千円
その他	18,975千円
繰延税金資産の小計	181,014千円
評価性引当額	△140,743千円
繰延税金資産の合計	40,271千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△35,087千円
繰延税金負債の合計	△35,087千円
繰延税金資産の純額	5,183千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

8. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,421円33銭
(2) 1株当たり当期純利益	93円42銭

10. 重要な後発事象に関する注記

(株式併合、単元株式数の廃止及び定款の一部変更)

当社は、2020年5月11日開催の取締役会において、下記のとおり、「株式併合の件」及び「定款一部変更の件」を、2020年6月29日開催予定の当社定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）にそれぞれ付議することを決議いたしました。

I. 株式併合の件

1. 株式併合を行う目的及び理由

2020年3月24日付当社プレスリリース「株式会社ツカダ興産による当社株式に対する公開買付けの結果並びに親会社及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、株式会社ツカダ興産（以下「ツカダ興産」といいます。）は、2020年2月5日から2020年3月23日までの31営業日を公開買付けの買付け等の期間とする当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施しました。本公開買付けの結果、2020年3月27日（本公開買付けの決済の開始日）をもって、ツカダ興産は当社株式2,237,981株（所有割合（注）81.67%）を所有するに至っております。

（注）「所有割合」とは、当社が2020年2月4日に公表した2020年3月期第3四半期決算短信〔日本基準〕（非連結）に記載された2019年12月31日現在の発行済株式総数（4,587,836株）から、同日現在の当社が所有する自己株式数（1,847,408株）を除いた数（2,740,428株）に対する割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入して計算しております。以下同じです。

上記のとおり、本公開買付けが成立いたしました。ツカダ興産が当社株式の全て（但し、当社が所有する自己株式及び東田勝氏が所有する当社株式（所有株式数439,686株、所有割合16.04%）のうち439,620株を除きます。）を取得できなかったことから、ツカダ興産より、当社に対して、本定時株主総会において、当社株式の併合を行うこと及び当社株式の併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含めるよう要請がありました。これを受けて、当社は、2020年5月11日開催の当社取締役会において、本取引の一環として行われた本公開買付けが成立したことを踏まえ、本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、当社の株主をツカダ興産及び東田勝氏のみとするために、当社株式109,617株を1株に併合すること（以下「本株式併合」といいます。）といたします。本株式併合により、ツカダ興産及び東田勝氏以外の株主の皆様の保有する株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

2. 株式併合の要旨

(1) 株式併合の日程

① 本定時株主総会基準日	2020年3月31日(火)
② 取締役会決議日	2020年5月11日(月)
③ 定時株主総会開催日	2020年6月29日(月) (予定)
④ 整理銘柄指定	2020年6月29日(月) (予定)
⑤ 当社株式の売買最終日	2020年7月27日(月) (予定)
⑥ 当社株式の上場廃止日	2020年7月28日(火) (予定)
⑦ 株式併合の効力発生日	2020年7月30日(木) (予定)

(2) 株式併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合比率

当社株式について、109,617株を1株に併合いたします。

③ 減少する発行済株式総数

2,740,403株

④ 効力発生前における発行済株式総数

2,740,428株

(注) 当社は、2020年5月11日開催の取締役会において、2020年7月30日付で本株式併合の効力発生時点の直前時において当社が保有する自己株式の全部を消却することを決議しておりますので、当社が2019年12月31日時点において保有する自己株式1,847,408株については、効力発生前における発行済株式総数から除外しております。

⑤ 効力発生後における発行済株式総数

25株

⑥ 効力発生日における発行可能株式総数

100株

⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されること
が見込まれる金銭の額

上記「1. 株式併合を行う目的及び理由」に記載のとおり、本株式併合により、ツカダ興産及び東田勝氏以外の株主の皆様が保有する株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

併合の結果生じる1株に満たない端数の処理の方法につきましては、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第235条第1項の規定により、その合計数（その合計数に1に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を、会社法第235条その他の関連法令の規定に従って売却し、その売却により得られた代金を端数が生じた株主の皆様に対して、その端数に応じて交付いたします。かかる売却手続に関し、当社は、会社法第235条第2項が準用する会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、当該端数の合計数に相当する当社株式をツカダ興産に売却すること、又は会社法第235条第2項が準用する会社法第234条第2項及び同条第4項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、当社が買い取ることを予定しております。

この場合の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である2020年7月29日の最終の当社の株主名簿において株主の皆様が保有する当社株式の数に本公開買付価格と同額である1,325円を乗じた金額に相当する金銭が交付されるような価格に設定することを予定しております。但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

(3) 上場廃止となる見込み

上記「1. 株式併合を行う目的及び理由」に記載のとおり、本定時株主総会において株主の皆様からご承認いただくことを条件として、本株式併合を実施し、当社の株主はツカダ興産及び東田勝氏のみとなる予定です。その結果、当社株式は東京証券取引所における上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て上場廃止となる予定です。

II. 単元株式数の定め廃止について

1. 廃止の理由

本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は25株となり、単元株式数を定める必要性がなくなることによるものです。

2. 廃止予定日

2020年7月30日（予定）

3. 廃止の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案及び単元株式数の定め廃止に係る定款の一部変更に関する議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生することを条件といたします。

III. 定款一部変更の件

1. 定款変更の目的

- (1) 本株式併合に伴い、本株式併合の効力発生日である2020年7月30日に当社株式の発行可能株式総数は100株に減少する定款の変更をしたものとみなされます。かかる点を定款の記載に反映して、より明確化するために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。
- (2) 本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は25株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第8条（単元株式数）を削除し、その他単元未満株式に関する規定を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。
- (3) 本株式併合の効力が発生した場合には、1株以上の当社株式を所有する者はツカダ興産及び東田勝氏のみとなり、定時株主総会における議決権に係る基準日を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第14条（定時株主総会の基準日）を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。なお、本議案にかかる定款変更は、本定時株主総会において本株式併合に関する議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が生じることを条件として、本株式併合の効力発生日である2020年7月30日に効力が発生するものとします。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第1条～第5条 (条文省略)</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>13,900,000株</u>とする。</p> <p>第7条 (条文省略)</p> <p><u>(単元株式数)</u></p> <p>第8条 当社の単元株式数は、<u>100株</u>とする。</p> <p><u>(単元未満株式についての権利)</u></p> <p>第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(4) <u>次条に定める請求をする権利</u></p>	<p>第1条～第5条 (現行どおり)</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>100株</u>とする。</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>(单元未満株式の買増し)</u></p> <p>第10条 当社の单元未満株式を有する株主は、<u>株式取扱規程に定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p> <p>第11条～第13条 (条文省略)</p> <p><u>(定時株主総会の基準日)</u></p> <p>第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、<u>毎年3月31日とする。</u></p> <p>第15条～第48条 (条文省略)</p>	<p>(削除)</p> <p>第8条～第10条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第11条～第44条 (現行どおり)</p>

3. 変更の日程

2020年7月30日 (予定)

(自己株式の消却)

当社は、2020年5月11日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議いたしました。なお、当該自己株式の消却は、2020年6月29日開催予定の第70期定時株主総会において、2020年7月30日を効力発生日とする株式併合（以下「本株式併合」といいます。）に関する議案が原案のとおり承認可決されることを条件としております。

1. 消却する株式の種類

当社普通株式

2. 消却する株式の数

本株式併合の効力発生時点の直前時において当社が保有する自己株式の全部

3. 消却日

2020年7月29日（予定）

(ご参考) 2020年3月31日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数（自己株式を含む） 4,587,836株

自己株式数 1,847,408株

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月22日

ミヤコ株式会社
取締役会 御中

ひびき監査法人

代表社員 公認会計士 岡田博憲 ⑩
業務執行社員

代表社員 公認会計士 田中郁生 ⑩
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ミヤコ株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

1. 重要な後発事象（株式併合、単元株式数の廃止及び定款の一部変更）に記載されているとおり、会社は2020年5月11日開催の取締役会において、2020年6月29日開催予定の定時株主総会にて株式併合、単元株式数の廃止及び定款一部変更を付議することを決議した。株式併合及び所定の手続が予定通り行われた場合、会社の発行する株式は東京証券取引所市場の上場廃止基準に該当することとなり、上場廃止となる予定である。
2. 重要な後発事象（自己株式の消却）に記載されているとおり、会社は2020年5月11日開催の取締役会において、会社法178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議した。なお、当該自己株式の消却は、2020年6月29日開催予定の定時株主総会にて上記の株式併合に関する議案が原案のとおり承認可決されることを条件としている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。

監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第70期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月25日

ミヤコ株式会社 監査役会

監査役(常勤) 多谷本 昌 利 ⑩

社外監査役 木 下 威 英 ⑩

社外監査役 田野瀬 博 ⑩

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（4名）は任期満了となりますので、改めて取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	東田 勝 (1963年6月21日生)	1987年1月 当社入社 1987年3月 当社取締役 1993年7月 当社常務取締役 1998年4月 当社管材事業部長 2003年6月 当社代表取締役社長（現任） [重要な兼職の状況] 株式会社ツカダ興産 代表取締役社長	439,620株
2	石原 利幸 (1952年8月16日生)	1977年3月 当社入社 2001年4月 当社商品統括部長 2006年6月 当社取締役（現任） 2013年10月 当社第一営業部長 2017年7月 当社西日本営業部長 2018年7月 当社社長室長（現任）	なし
3	堀川 富士夫 (1967年9月16日生)	1987年1月 当社入社 2006年4月 当社商品開発室長 2014年6月 当社取締役（現任） 2016年4月 当社第二営業部長 2017年7月 当社北日本営業部長 2019年10月 当社営業推進部長（現任）	なし
4	菊山 勝久 (1948年2月12日生)	1985年1月 菊山公認会計士事務所開所 (現在に至る) 1996年6月 当社監査役 2012年6月 当社取締役（現任）	なし

- (注) 1. 上記の各取締役候補者は、当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 菊山勝久氏は、社外取締役候補者であります。
3. 菊山勝久氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は直接会社の経営に関与された経験はありませんが、公認会計士としての高度な会計知識を有しており、社外取締役の職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
4. 菊山勝久氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって8年になります。
5. 当社は、菊山勝久氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
6. 東田勝氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。

第2号議案 株式併合の件

1. 株式併合を行う理由

2020年3月24日付当社プレスリリース「株式会社ツカダ興産による当社株式に対する公開買付けの結果並びに親会社及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」（以下「公開買付結果プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、株式会社ツカダ興産（以下「ツカダ興産」といいます。）は、2020年2月5日から2020年3月23日までの31営業日を公開買付けの買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）とする当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施しました。本公開買付けの結果、2020年3月27日（本公開買付けの決済の開始日）をもって、ツカダ興産は当社株式2,237,981株（所有割合（注）81.67%）を所有するに至っております。

（注）「所有割合」とは、当社が2020年2月4日に公表した2020年3月期第3四半期決算短信〔日本基準〕（非連結）（以下「当社四半期決算短信」といいます。）に記載された2019年12月31日現在の発行済株式総数（4,587,836株）から、同日現在の当社が所有する自己株式数（1,847,408株）を除いた数（2,740,428株）に対する割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入して計算しております。以下同じです。

ツカダ興産は、受水槽等の製造及び販売等を目的として1988年9月に奈良工機株式会社の商号で設立された株式会社であるものの、1996年11月に不動産の賃貸・管理等を目的とし当社株式の取得及び所有等を主たる事業内容とする株式会社ツカダ興産を吸収合併し（なお、ツカダ興産は1997年10月にその商号を奈良工機株式会社から現在の商号である株式会社ツカダ興産に変更しております。）、その後、1998年9月頃に受水槽等の製造及び販売等の事業を終了し、現在は、当社株式の取得及び所有等のみを主たる事業内容としており、本日現在、当社の代表取締役社長かつ主要株主でありツカダ興産の代表取締役社長である東田勝氏がその発行済株式の全部を所有しているとのことです。

2020年2月4日付当社プレスリリース「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」（以下「意見表明プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、ツカダ興産は、当社の主要取扱品目である給排水器具等は、主に住宅の水廻りに関連した資材であることから、新設住宅着工戸数の影響を強く受けるところ、国内の新設住宅着工戸数は、少子高齢化の進展や住宅の長寿命化等により減少傾向にあり、株式会社野村総合研究

所が2019年6月20日に公表したニュースリリースによれば、国内の新設住宅着工戸数は、2018年度の95万戸から、2025年度には73万戸、2030年度には63万戸と減少していく見込みとのことから、給排水器具等の国内需要は中長期的にも減少することが見込んでいるとのことです。また、国内の新設住宅着工戸数の減少傾向に加え、当社の製品は、原材料（原油・金属材料）価格の高騰や物流コストの上昇等の影響を受ける一方で、同業他社による新製品の市場投入に伴う既存製品の値引き販売や新規事業者の市場参入、汎用製品においては独自性がないことに伴う同業他社との価格競争等が熾烈を極めていくこと、少子高齢化が進展する中で、社員の新規採用及び離職防止を目的とした給与体系を含む労働条件の改善等が必要であること等、ツカダ興産としては、今後の当社を取り巻く事業環境は、現状より更に厳しい状況となることを2017年11月頃から予想しているとのことです。

ツカダ興産は、仮に当社が上記の事業環境を前提とした競争環境の変化に対して柔軟に対応できない場合、中長期的な観点からは当社の企業価値が毀損される可能性は否定できないと考えているとのことです。そのため、ツカダ興産としては、当社が安定的かつ継続的に当社の企業価値を向上させるためには、当社の水廻りに特化した分野での強みを活かしつつ、上記の競争環境の変化に伴う業績への影響を極小化し、かつ、かかる競争環境の変化に迅速に対応することが必要であると考えているとのことです。他方で、ツカダ興産は、当社が競争環境の変化や不安定さが要因となる短期的な業績の下落とそれに伴う株価への悪影響を回避するべく、当社が既存主力事業（住宅向け給排水器具等の開発・設計・販売事業）を中心とした目下の利益の確保に重きを置く保守的な戦略を取らざるを得ない状況にあることから、当社はその物的・人的リソースを既存主力事業を中心に投入する傾向にあり、現状においては中長期的な企業価値の向上を十分に追求できていないものと認識しているとのことです。

このような背景の下、ツカダ興産は、当社にとって、短期的には財務的負担となる可能性がありながらも、中長期的に企業価値の向上につながる施策への戦略的投資を積極的かつ迅速に行うことにより、新たな成長基盤を構築する必要がある、そのために、適時に柔軟かつ迅速果敢に事業を再構成できる経営体制の構築が不可欠と考えているとのことです。その上でツカダ興産は、具体的には、（i）他社との差別化を目的としたオリジナル製品の拡大、（ii）当社製品のEC（電子商取引）売上の拡大、（iii）管工機材における非住宅向け製品の開発及び販売の強化、（iv）M&Aによる住宅の水廻りパ

一つの開発・設計・販売の強化といった施策を実施することにより、当社を取り巻く厳しい事業環境下においても、更なる当社の企業価値の拡大を図ることを目指すとのことです。

ツカダ興産は、上記（i）から（iv）の施策は、中長期的に見れば当社の大きな成長及び収益の拡大が見込まれるものの、直ちに当社の売上や利益に貢献できるものではなく、相当の時間、戦略的投資を含む多額の各種先行投資が必要となること、各種先行投資やM&Aに付随するのれん償却費等が伴う可能性がある各施策の性質等を考慮すると、短期的には当社の利益水準の著しい低下やキャッシュ・フローの悪化をもたらすリスクがあり、当社が上場を維持したままこれらの各施策を実行した場合には、資本市場からの十分な評価を得ることができず、当社の株式価値が大きく毀損する可能性があると考えているとのことです。

また、ツカダ興産は、当社においては、銀行借入による資金調達を予定しており、エクイティ・ファイナンスの活用による資金調達の必要性は当面見込まれていないこと、管工機材業界における一定のブランド力やお取引先様に対する信用力は既に確保できていること等から、株式の上場を維持する必要性も相対的に見て低下しているものと理解しているとのことです。

他方で、ツカダ興産は、近年の資本市場に対する規制の強化等により、金融商品取引法上の有価証券報告書等の継続的な情報開示に要する費用や監査費用等の株式の上場を維持するために必要なコストは増加しており、今後、株式の上場を維持することが当社の経営上の負担となる可能性は否定できないものと考えているとのことです。

このような状況を踏まえ、ツカダ興産は、当社が今後も株式の上場を維持することによるメリット、デメリット等について慎重に検討した結果、2019年1月初旬頃に、当社の企業価値向上と更なる成長のためには、ツカダ興産が当社株式の全部（但し、当社が所有する自己株式、ツカダ興産が所有する当社株式及び東田勝氏が所有する当社株式を除きます。）を取得することにより、当社株式を非公開化するための一連の取引（以下「本取引」といいます。）により当社を非公開化することこそが、当社株主の皆様のリスク負担を回避しつつ、中長期的な視点から抜本的かつ機動的に上記の各施策を、迅速かつ果敢に実践するために最も有効な手段であるとの結論に至ったとのことです。

また、ツカダ興産は、当社の創業家一族であり、かつ、1987年3月以降は当社の取締役及び2003年6月以降は当社の代表取締役として深く当社の経営

に携わってきた東田勝氏がその代表取締役を務め、その発行済株式の全部を所有する法人であるため、外部の第三者ではなく、ツカダ興産こそが上記の各施策を遂行するのに最も適任な主体であると考えているとのこと。そのような考えのもと、ツカダ興産による本取引の遂行により当社の所有と経営を一体化させることで、当社の意思決定の迅速化と上記施策の実行力強化を実現し、上記施策を迅速かつ果敢に実行していくことが当社にとり最善であると判断したことから、当社の非公開化に関して、本取引以外の手法を検討する必要はないものと考えたとのことです。

意見表明プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、当社としましても、ツカダ興産の提案を受けて、リーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所から受けた法的助言及び第三者算定機関である山田コンサルティンググループ株式会社（以下「山田コンサル」といいます。）から取得した2020年2月3日付株式価値算定書（以下「当社株式価値算定書」といいます。）の内容を踏まえつつ、下記「3.（3）本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「③当社における独立した特別委員会の設置」に記載の特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）から提出された2020年2月3日付答申書（以下「本答申書」といいます。）の内容を最大限に尊重しながら、本取引により当社の企業価値の向上を図ることができるか、本取引における公開買付価格その他の条件は妥当なものか等の観点から慎重に協議・検討を行いました。

当社の主要取扱品目である給排水器具等は、主に住宅の水廻りに関連した資材であることから、新設住宅着工戸数の影響を強く受けるため、国内の新設住宅着工戸数が減少傾向にあることに鑑みると、国内需要は中長期的にも減少するものと見込まれ、今後の当社を取り巻く事業環境は、現状より更に厳しい状況となると予想されます。

当社としては、上記の事業環境の認識を踏まえて、様々な施策に取り組んでまいりましたが、このような状況の下では、中長期的な観点からは当社の企業価値が毀損される可能性は否定できず、今後、当社が安定的かつ継続的に企業価値を向上させるためには、短期的な業績変動に捉われることなく、迅速かつ柔軟な経営判断や機動的な戦略的投資を実施していくことが必要であると考えております。そして、ツカダ興産は、協議・交渉の過程において、上記のとおり、当社にとって、短期的には財務的負担となる可能性がありながらも、中長期的に企業価値の向上につながる施策への戦略的投資を積極的かつ迅速に行うことにより、新たな成長基盤を構築する必要があること、そ

のために、適時に柔軟かつ迅速果敢に事業を再構成できる経営体制の構築が不可欠であること、その上で、具体的な施策として、（i）他社との差別化を目的としたオリジナル製品の拡大、（ii）当社製品のEC（電子商取引）売上の拡大、（iii）管工機材における非住宅向け製品の開発及び販売の強化、（iv）M&Aによる住宅の水廻りパーツの開発・設計・販売の強化が考えられることを、当社に対して伝達し、当社といたしましても、それらの施策は、当社の中長期的な企業価値向上のために積極的に推進していくべき施策であり、かかる施策の実施には機動的かつ柔軟な経営体制の構築が望ましいと認識しております。

しかしながら、上記の施策は、直ちに当社の売上や利益に貢献できるものではなく、相当の時間、戦略的投資を含む多額の各種先行投資が必要となること、各種先行投資やM&Aに付随するのれん償却費等が伴う可能性がある各施策の性質等を考慮すると、短期的には当社の利益水準の著しい低下やキャッシュ・フローの悪化をもたらすリスクがあり、当社が上場を維持したままこれらの各施策を実行した場合には、当社の株主の皆様に対して多大なる悪影響を与えてしまう可能性があることは否定できません。また、当社が上場を維持した状態では、これまでと同様、短期的な業績下落とそれに伴う株価への悪影響を回避するべく、目下の利益の確保に重きを置く保守的な戦略を取らざるを得ない状況に置かれ、中長期的な企業価値の向上を十分に追求できないおそれもあると考えております。

このような状況下において、当社としては、当社の株主の皆様に対して発生する可能性がある上記の悪影響を回避しつつ、中長期的な視点から当社の企業価値を向上させるためには、マネジメント・バイアウト（MBO）の手法により当社を非公開化するとともに、ツカダ興産、取締役、従業員が一丸となって各施策に迅速かつ果敢に取り組むことができる経営体制を構築することが必要であると考えております。加えて、株式の非公開化を行った場合には、増加を続けていた上場維持コストを削減することができ、経営資源のさらなる有効活用を図ることも可能になると考えております。

なお、当社が株式の非公開化を行った場合には、資本市場からのエクイティ・ファイナンスによる資金調達を行うことができなくなり、また、上場会社として当社が享受してきた知名度や信用力に影響を及ぼす可能性が考えられます。しかしながら、当社の現在の財務状況に鑑みると、エクイティ・ファイナンスの活用による資金調達の必要性は当面見込まれず、近時の上場維持コストの上昇を踏まえると、今後も継続して株式の上場を維持することの

意義を見出しにくい状況にあります。加えて、当社の管工機材業界における一定のブランド力やお取引先様に対する信用力は既に確保できていることから、当社の株式の上場を維持する必要性は相対的に減少していると考えております。したがって、当社取締役会は、株式の非公開化のメリットは、そのデメリットを上回ると判断いたしました。

以上を踏まえ、当社取締役会は、本公開買付けを含む本取引により当社株式を非公開化することが、当社の企業価値の向上に資するものであると判断いたしました。

また、当社取締役会は、本公開買付けに係る当社株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）（1,325円）が、(a) 下記「3. (3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載されている山田コンサルによる当社株式の株式価値の算定結果のうち、市場株価平均法に基づく算定結果の範囲を上回っており、かつ、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）による算定結果のレンジの範囲内にあること、(b) 本公開買付けの公表日の前営業日である2020年2月3日の当社株式の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）が開設するJASDAQスタンダード市場（以下「JASDAQ」といいます。）における終値930円に対して42.47%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対するプレミアムの数値（%）について同じです。）、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値944円に対して40.36%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値940円に対して40.96%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値936円に対して41.56%のプレミアムが加算されており、相当なプレミアムが付されていると考えられること、(c) 下記「3. (3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載の利益相反を解消するための措置が採られていること等、少数株主の利益への配慮がなされていると認められること、(d) 上記利益相反を解消するための措置が採られた上で、当社とツカダ興産の間で独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉が複数回行われた上で決定された価格であること、(e) 本特別委員会が、事前に交渉方針を確認するとともに、適時にその状況の報告を受け、交渉上重要な局面において意見、指示、要請等を行った上で、本公開買付け価格について妥当である旨の意見を述べていること等を踏まえ、本取引について、(i) 本公開買付けを含む本取引により当社の企業価値が向上すると見込

まれるとともに、(ii)本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は当社の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断しました。

以上より、当社は2020年2月4日開催の取締役会において、審議及び決議に参加した当社の取締役（東田勝氏を除く取締役3名）の全員一致で、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をいたしました。なお、かかる当社の取締役会決議は、ツカダ興産が本公開買付け及びその後の一連の手続を実施することにより当社株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものです。

また、上記取締役会では、当社の監査役の全員が、当社取締役会が上記決議をすることに異議がない旨の意見を述べております。

その後、上記のとおり、本公開買付けが成立いたしました。ツカダ興産が当社株式の全部（但し、当社が所有する自己株式及び東田勝氏が所有する当社株式（所有株式数439,686株、所有割合16.04%）のうち439,620株を除きます。）を取得できなかったことから、ツカダ興産より、当社に対して、本定時株主総会において、当社株式の併合を行うこと及び当社株式の併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含めるよう要請がありました。これを受けて、当社は、2020年5月11日開催の当社取締役会において、本取引の一環として行われた本公開買付けが成立したことを踏まえ、本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、当社の株主をツカダ興産及び東田勝氏のみとするために、当社株式109,617株を1株に併合すること（以下「本株式併合」といいます。）といたします。本株式併合により、ツカダ興産及び東田勝氏以外の株主の皆様の保有する株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本取引の経緯の詳細につきましては、意見表明プレスリリース及び公開買付結果プレスリリースも併せてご参照ください。

2. 株式併合の内容

(1) 併合の割合

当社株式について、109,617株を1株に併合いたします。

(2) 本株式併合の効力発生日

2020年7月30日

(3) 併合する株式の種類

普通株式

(4) 効力発生日における発行可能株式総数

100株

3. 併合の割合についての定め相当性に関する事項

本株式併合における併合の割合は、当社株式109,617株を1株に併合するものです。当社は、本株式併合は、上記「1. 株式併合を行う理由」に記載のとおり、当社の株主をツカダ興産及び東田勝氏のみとすることを目的として行われるものであること、並びに下記(1)乃至(3)に記載の事項に照らして、上記併合の割合は相当であると判断しております。

(1) 親会社等がある場合における当該親会社等以外の当社の株主の利益を害さないように留意した事項

本公開買付け及び本株式併合を含む本取引が、マネジメント・バイアウト(MBO)の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在すること等に加え、本公開買付けの結果、ツカダ興産が当社の親会社に該当することが予想されていたことから、当社及びツカダ興産は、本公開買付け価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、本公開買付け及び本株式併合を含む本取引の公正性を担保し、当社の親会社であるツカダ興産及び東田勝氏以外の株主の皆様が利益を害さないよう、下記「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載の措置を実施しました。

(2) 1株に満たない端数の処理をすることが見込まれる場合における当該処理の方法に関する事項、当該処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項

上記「1. 株式併合を行う理由」に記載のとおり、本株式併合により、ツカダ興産及び東田勝氏以外の株主の皆様が保有する株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

併合の結果生じる1株に満たない端数の処理の方法につきましては、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じで

す。)第235条第1項の規定により、その合計数(その合計数に1に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当する数の株式を、会社法第235条その他の関連法令の規定に従って売却し、その売却により得られた代金を端数が生じた株主の皆様に対して、その端数に応じて交付いたします。かかる売却手続に関し、当社は、会社法第235条第2項が準用する会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、当該端数の合計数に相当する当社株式をツカダ興産に売却すること、又は会社法第235条第2項が準用する会社法第234条第2項及び同条第4項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、当社が買い取ることを予定しております。

この場合の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である2020年7月29日の最終の当社の株主名簿において株主の皆様が保有する当社株式の数(以下「基準株式数」といいます。)に本公開買付価格と同額である1,325円を乗じた金額に相当する金銭が交付されるような価格に設定することを予定しております。但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

上記のとおり、端数処理により株主の皆様へ交付することが見込まれる金銭の額は、本公開買付価格を基準に算出され、各株主の皆様の基準株式数に本公開買付価格と同額である1,325円を乗じた金額となる予定です。

そして、本公開買付価格については、(a)下記「(3)本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「①

当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載されている山田コンサルによる当社株式の株式価値の算定結果のうち、市場株価平均法に基づく算定結果の範囲を上回っており、かつ、類似会社比較法及びDCF法による算定結果のレンジの範囲内にあること、(b)本公開買付けの公表日の前営業日である2020年2月3日の当社株式のJASDAQにおける終値930円に対して42.47%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対するプレミアムの数値(%)について同じです。)、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値944円に対して40.36%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値940円に対して40.96%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値936円に対して

41. 56%のプレミアムが加算されており、相当なプレミアムが付されていると考えられること、(c) 下記「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載の利益相反を解消するための措置が採られていること等、少数株主の利益への配慮がなされていると認められること、(d) 上記利益相反を解消するための措置が採られた上で、当社とツカダ興産の間で独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉が複数回行われた上で決定された価格であること、(e) 本特別委員会が、事前に交渉方針を確認するとともに、適時にその状況の報告を受け、交渉上重要な局面において意見、指示、要請等を行った上で、本公開買付価格について妥当である旨の意見を述べていること等を踏まえ、本取引について、(i) 本公開買付けを含む本取引により当社の企業価値が向上すると見込まれるとともに、(ii) 本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は当社の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断しました。

なお、本公開買付価格は、当社の2019年12月31日現在の簿価純資産から算出した1株当たり純資産額(1,410円)を下回っておりますが、資産売却等の困難性や清算に伴う相当な追加コストの発生等を考慮すると、簿価純資産額がそのまま換価されるわけではなく、相当程度毀損することが見込まれます。また、純資産額は会社の清算価値を示すものであり、将来の収益性を反映するものではないため、継続企業である当社の企業価値の算定において重視することは合理的ではないと考えております。当社は、本公開買付価格について、市場株価平均法に加え、客観性を考慮して類似会社比較法による分析結果を勘案して検討を行い、また、当社の将来の事業活動の状況を算定に反映するためのDCF法による分析結果を勘案して検討した結果、妥当であるものと判断しております。

また、当社は、本公開買付けに賛同し、株主の皆様に対して応募することを推奨する旨の意見を表明した後、本定時株主総会の招集を決議した2020年5月11日付の当社の取締役会の開催時点に至るまでに、本公開買付価格に関する当社の判断の基礎となる諸条件に重大な変更が生じていないことを確認しております。

以上のことから、当社は、端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額については、相当と判断しております。

(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

本株式併合がマネジメント・バイアウト（MBO）の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在し、ツカダ興産が当社の親会社であることを踏まえ、本株式併合に係る当社の取締役会の意思決定の過程において、当社の取締役のうち、当社の代表取締役社長である東田勝氏は、ツカダ興産の唯一の株主であり、ツカダ興産の代表取締役社長を兼任していること及び本取引後も継続して当社の経営にあたることを予定していることから、本取引に関して当社と構造的な利益相反状態にあるため、特別利害関係人として、当該取締役会における審議及び決議には一切参加しておらず、また、当社の立場においてツカダ興産との協議及び交渉にも一切参加しておりません。なお、当該取締役会においては、決議に参加した取締役（東田勝氏を除く取締役3名）の全員一致により、本株式併合に係る議題を本定時株主総会に付議する旨を決議しております。また、上記取締役会では、当社の監査役の全員が、当社取締役会が上記決議をすることに異議がない旨の意見を述べております。

また、ツカダ興産及び当社は、本公開買付けを含む本取引がマネジメント・バイアウト（MBO）の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在すること等を踏まえ、本公開買付けの公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するため、以下の措置を実施しました。

なお、以下の記載のうち、ツカダ興産において実施した措置に関する記載については、ツカダ興産から受けた説明に基づいております。

①当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社取締役会は、ツカダ興産から提示された本公開買付け価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するために、当社及びツカダ興産から独立した第三者算定機関として、山田コンサルに当社株式の株式価値の算定を依頼しました。なお、山田コンサルは、当社及びツ

カダ興産の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。

本特別委員会は、第1回の本特別委員会において、当社取締役会が選任した第三者算定機関について独立性及び専門性に問題がないことを確認した上で、当社の第三者算定機関として承認しております。また、本取引に係る山田コンサルの報酬は、本公開買付けを含む本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本取引の公表や成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。

山田コンサルは、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、当社が継続企業であるとの前提の下、当社株式について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、当社株式がJASDAQに上場していることから市場株価平均法による算定を行うとともに、比較可能な類似する上場会社が複数存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、更に当社の将来の事業活動の状況を評価に反映させる目的から、将来収益に基づき、将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことにより株式価値を算定するDCF法を用いて当社株式の株式価値の算定を行い、当社は山田コンサルから2020年2月3日に当社株式価値算定書を取得いたしました。なお、当社は、山田コンサルから本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

当社株式価値算定書によると、上記各手法に基づいて算定された当社株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価平均法	930円から944円
類似会社比較法	1,148円から1,404円
DCF法	1,289円から1,493円

市場株価平均法では、基準日を2020年2月3日として、JASDAQにおける当社株式の基準日終値（930円）、直近1ヶ月間（2020年1月4日から2020年2月3日まで）の終値単純平均値（944円（小数点以下四捨五入。以下、終値単純平均値について同じです。））、直近3ヶ月間（2019年11月4日から2020年2月3日まで）の終値単純平均値（940円）、直近6ヶ月間（2019年8月4日から2020年2月3日まで）

の終値単純平均値（936円）を基に、当社株式1株当たりの株式価値の範囲は、930円から944円までと算定しております。

類似会社比較法では、当社と比較的類似する事業を営む類似上場会社として、前澤化成工業株式会社、橋本総業ホールディングス株式会社、株式会社オーテック、株式会社KVK、株式会社オータケ及びクリエイト株式会社を選定した上で、EBITDAに対する事業価値の倍率を用いて、当社株式1株当たりの株式価値の範囲を1,148円から1,404円までと算定しております。

DCF法では、当社が作成した当社の2020年3月期から2024年3月期までの事業計画における収益や投資計画、当社の2020年3月期第3四半期における財務情報、及び一般に公開された情報等の諸要素を前提として、当社が2020年3月期第4四半期以降において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を評価し、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を1,289円から1,493円までと算定しております。割引率は、加重平均資本コスト（WACC：Weighted Average Cost of Capital）とし、7.99%～9.77%を採用しております。継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率を0%として分析しております。

山田コンサルが、DCF法の算定の前提とした当社作成の事業計画に基づく財務予測は以下のとおりです。当該財務予測は、大幅な増減益は見込んでおりません。また、当該財務予測は、本取引の実施を前提としたものではなく、上記「1. 株式併合を行う理由」に記載の本取引後の具体的な施策及びその効果を含んだものではありません。

単位：百万円

項目	2020年 3月期 (3か月)	2021年 3月期	2022年 3月期	2023年 3月期	2024年 3月期
売上高	1,557	5,170	5,200	5,250	5,300
営業利益	143	326	362	353	371
EBITDA	158	350	388	378	395
フリー・キャッシュ・フロー	23	301	225	228	232

山田コンサルは、当社株式の株式価値の算定に際し、当社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、当社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて当社の財務予測に関する情報については、当社の経営陣による現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。但し、山田コンサルは、算定の基礎とした当社の事業計画について、複数回、当社と質疑応答を行い、その作成経緯及び当社の現状を把握した上で、それらに不合理な点がないかという観点から、当社の事業計画の合理性を確認しております。山田コンサルの算定は、2019年12月31日までの上記情報を反映したものであります。

② 当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、本公開買付けに係る当社取締役会の意思決定の過程における公正性及び適正性を確保するために、当社及びツカダ興産から独立したリーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任し、同事務所から、本取引に関する諸手続を含む当社取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けております。なお、アンダーソン・毛利・友常法律事務所は、ツカダ興産及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

本特別委員会は、第1回の本特別委員会において、当社取締役会が選任したリーガル・アドバイザーについて独立性及び専門性に問題がないことを確認した上で、当社のリーガル・アドバイザーとして承認しております。

③ 当社における独立した特別委員会の設置

当社は、本公開買付けにおける意思決定の恣意性を排除し、当社の意思決定の過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、2019年10月29日付の取締役会決議に基づき、ツカダ興産及び当社から独立した、外部の有識者を含む委員によって構成される本特別

委員会（本特別委員会の委員としては、当社の社外取締役兼独立役員である菊山勝久氏、当社の社外監査役である木下威英氏及び田野瀬博氏、並びに外部の有識者である高橋明人氏（弁護士 高橋・片山法律事務所）及び長谷川臣介氏（公認会計士 長谷川公認会計士事務所代表）を選定しております。また、当社は、当初からこの5氏を本特別委員会の委員として選定しており、本特別委員会の委員を変更した事実はありません。なお、特別委員会の委員の報酬は、本公開買付けを含む本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本取引の公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれておりません。）を設置しました。なお、本特別委員会の互選により、当社の社外取締役兼独立役員である菊山勝久氏を本特別委員会の委員長として選定しております。

そして、当社は、上記取締役会決議に基づき、本特別委員会に対し、(a) 本公開買付けを含む本取引の目的は合理的と認められるか（本取引が当社の企業価値の向上に資するかという点を含む。）、(b) 本公開買付けを含む本取引において、公正な手続を通じた当社の株主の利益への十分な配慮はなされているか、(c) 本取引の条件（本公開買付け価格を含む。）の妥当性は確保されているか、(d) 上記(a)から(c)を踏まえて、本取引は当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられるか、及び(e) 当社取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行うことの是非、を諮問し（以下(a)乃至(e)の事項を「本諮問事項」といいます。）、これらの点についての答申書を当社取締役会に提出することを2019年10月29日に委嘱しました。また、併せて、当社は、本取引に関する当社取締役会の意思決定は、上記委嘱に基づく本特別委員会の判断内容を最大限尊重して行われるものとし、特に本特別委員会が本取引に関する取引条件を妥当でないと判断したときには、当社取締役会は当該取引条件による本取引に賛同しないものとするを決議いたしました。

本特別委員会は、2019年11月6日より2020年2月3日まで合計6回開催され、本諮問事項について、慎重に検討及び協議を行いました。具体的には、まず、第1回の本特別委員会において、当社が選任した第三者算定機関及びリーガル・アドバイザーにつき、いずれも独立性及び専門性に問題がないことから、それぞれを当社の第三者算定機関

及びリーガル・アドバイザーとして承認しております。また、第2回の本特別委員会において、ツカダ興産から、本取引を提案するに至った経緯及び理由、本取引の目的、本取引の諸条件等について説明を受け、質疑応答を行うとともに、当社から、本取引の提案を受けた経緯、本取引の目的、事業環境、事業計画、経営課題等に関する説明を受け、質疑応答を行いました。加えて、ツカダ興産との交渉過程への関与方針として、直接の交渉は当社の第三者算定機関である山田コンサルが当社の窓口として行うこととしつつ、本特別委員会は、交渉担当者から適時に状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うことなどにより、取引条件に関する交渉過程に実質的に関与することができることを確認しております。更に、第3回の本特別委員会において、山田コンサルから当社株式の株式価値の算定方法及び結果に関する説明を受けております（なお、山田コンサルは、株式価値の算定の基礎とされた当社の事業計画について、複数回、当社と質疑応答を行い、その作成経緯及び当社の現状を把握した上で、それらを照らし不合理的な点がないかという観点から、当社の事業計画の合理性を確認しております。）。その後、特別委員会は、当社から、ツカダ興産と当社との間における本取引に係る協議・交渉の経緯及び内容等につき適時に報告を受けた上で、本特別委員会において協議し、本公開買付価格につき、上記「1. 株式併合を行う理由」に記載のとおり交渉が行われ、ツカダ興産から1,325円という最終的な提案を受けるに至るまで、ツカダ興産に対して本公開買付価格の増額を要請すべき旨を当社に意見するなどして、ツカダ興産との交渉過程に関与いたしました。更に、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から本取引において利益相反を軽減又は防止するために取られている措置及び本取引に関する説明を受け、それぞれ、質疑応答を行うとともに、当社からは本取引の諸条件の交渉経緯及び決定過程等に関する説明を受け、質疑応答を行いました。これらの内容を踏まえ、本特別委員会は、山田コンサル及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所と議論を重ね、本諮問事項について協議・検討を行いました。

本特別委員会は、このように本諮問事項について慎重に協議及び検討した結果、2020年2月3日付で、当社取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下の内容の本答申書を提出しました。

(i) 上記「1. 株式併合を行う理由」に記載の本取引の目的及び必要性・背景事情、並びに本公開買付けを経て行われる本取引のメリットについて、当社の現在の事業内容及び経営状況を前提とした具体的なものであり、当社の属する業界及び市場の環境として一般に説明されている内容とも整合すると考えられ、また、当社における将来の競争力強化に向けて現実的なものであると考えられる。また、当社とツカダ興産との間で、当社の属する市場環境や将来における動向予想等も踏まえて本取引の必要性及びメリットの検討を行っていると言え、上記の当社の今後の事業見通し及び成長見通し並びに本取引後に実施を検討している施策等について、当社の事業内容及び経営状況を前提とした上で、ツカダ興産の経営方針をも踏まえたものと言え、いずれも不合理なものとは認められないことから、本公開買付けを含む本取引の目的は合理的であり、当社の企業価値向上に資するものとする。

(ii) 当社は本取引への対応を検討するに当たり、当社における検討及び意思決定の過程に対するツカダ興産の影響を排除するべく、当社及びツカダ興産のいずれからも独立した本特別委員会を設置しており、本特別委員会の委員の過半数となる3名は当社の社外取締役（1名）及び社外監査役（2名）であり、残る2名は外部の専門家である弁護士及び公認会計士であり、更に当該社外取締役が本特別委員会委員の互選により本特別委員会の委員長に選定されている。当社は、本取引への対応を検討するに当たり、本公開買付けの条件とりわけ本公開買付け価格の公正性を確保すべく、当社株式に係る株式価値の算定を、当社及びツカダ興産のいずれからも独立した第三者算定機関である山田コンサルへ依頼した上で、所定の株式価値算定書を取得しており、また山田コンサルの上記独立性に関し本特別委員会においても必要な説明を受けた上で当該独立性を確認している。また、本取引に関する法的助言を得るべく、当社及びツカダ興産のいずれからも独立したリーガル・アドバイザーとして、アンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任しており、同事務所の上記独立性に関し本特別委員会においても必要な説明を受けた上で当該独立性を確認している。本取引は、いわゆるMBO取引としてツカダ興産との間で実施されるものであることから（すなわち、当社の代表取締役社長かつ主要株主でありツカダ興産の代表取締役社長である東田勝氏が、ツカダ興産の発行済株式の全部を所有している）、構造的かつ典型的な利益相反性が生じる可能性

があり得るところ、当社においては、上記の体制のもと、本取引についてより慎重に条件の妥当性・公正性を担保する必要がある旨を認識して、当社からツカダ興産に対して協議過程の早い段階から少数株主の利益に十分配慮した取引条件を要請してきたと言え、当社とツカダ興産との間の協議及び交渉の方針に関して、当社及び当社のフィナンシャル・アドバイザーである山田コンサルから本特別委員会に対して交渉方針等の説明が行われた上で、本特別委員会において確認された当該交渉方針の下にツカダ興産との交渉が進められ、当社とツカダ興産との間の協議及び交渉の具体的な状況についても、適時に本特別委員会への報告が行われてきており、かつ特に本公開買付価格に関する交渉の重要な局面においては、当該報告の内容を踏まえ本特別委員会から当社及び当社のフィナンシャル・アドバイザーに対して意見を述べるとともに、必要と考えられる要請等を行うなど、本公開買付けの条件とりわけ本公開買付価格の交渉過程に本特別委員会が実質的に関与可能な体制が確保されている。その上で、条件の妥当性及び公正性並びに現実性といった事情について、当社において全般的な検証を重ねた上で、ツカダ興産との複数回に及ぶ協議を経て本公開買付価格に関して、今般取締役会決議が予定されている価格についての最終的な調整が進められ、その後、最終的に当社及びツカダ興産間で本公開買付価格を含む本取引の条件について合意するに至り、当社において、当該合意された価格をもって、取締役会で決議を予定している本公開買付価格となった。更に、いわゆる二段階買収等に関しても、早期かつ詳細な開示及び説明により、当社株主の適切な判断機会の確保に努めていると言え、その他ツカダ興産及び当社が作成し開示する予定の各開示書類において、当社株主（とりわけ少数株主）が本公開買付けを含む本取引の各条件の妥当性等を判断するために必要かつ相当と考えられる情報が開示される予定となっている。そして、利害関係を有する当社取締役について、当社における本取引の検討に加わっておらず、今後開催される本取引に関する取締役会の審議及び決議にも参加しない予定であることなど、意思決定過程における恣意性の排除に努めていると言える。なお、本公開買付けにおいては、下記「⑤ マジョリティ・オブ・マイノリティ (majority of minority) を上回る買付予定数の下限の設定」に記載のとおりの内容の買付予定数の下限が設定される予定であるところ、これはいわゆるマジョリティ・オブ・

マイノリティ（ツカダ興産と利害関係を有しない当社株主が所有する当社株式数の過半数）の条件設定を行うものである。この点、当該下限の設定により、本公開買付けへの応募が少ない場合には、本公開買付けを通じた当社株式の買付け等が行われなことになることになり、これは当社の少数株主の意思を重視して、ツカダ興産の利害関係者以外の当社株主の過半数の賛同が得られない場合には、本公開買付けを含む本取引を行わないとするものであり、当社の一般株主・少数株主の意向を可能な限り尊重するものと言え、また、本公開買付けにおいて、その公開買付け期間は31営業日と法令上の最短期間である20営業日よりも長期の期間が設定される予定であり、また当社はツカダ興産との間で、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するようないわゆる取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者と接触することを制限するような内容の合意を行っていないこと等から、いわゆるマーケット・チェックの観点において特段不合理な状況にはないものと考えられる。なお、市場における潜在的な買収者の有無を調査・検討する、いわゆる積極的なマーケット・チェックに関しては、情報管理の観点等から実務上その実施は必ずしも容易とは言えず、従って本取引においてもそのような対応が行われていないことのみをもって、マーケット・チェックの点で不合理な状況が生じるものではないと考えられる。本取引においては、当社株式の非公開化のために、いわゆる二段階買収の手続が予定されている（現状、株式併合の手続によることが予定されている）が、株式併合に関連する一般株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、所定の条件のもと、当社の株主は、当社に対し、自己の所有する当社株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して当社株式の価格決定の申立てを行うことができる旨が定められており、かかる申立てが行われた場合の価格の決定は、最終的には裁判所が判断することとなり、当社の一般株主においては、かかる手続を通じて経済的な利益の確保を図ることが可能とされている。以上のとおり、本株式併合を含む当社の株主をツカダ興産及び東田勝氏のみとするための手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）の条件の公正性の担保に向けた客観的状況の確保等の諸点について、具体的な対応が行われているものと考えられ、公正な手続を通じた当社株主の利益への十分な配慮がなされていると考えられること

から、本公開買付けを含む本取引に係る手続の公正性が確保されているものとする。

(iii) 当社において、本取引の条件、とりわけ本公開買付価格の公正性・妥当性を確保するために、その検討及び判断に際して、当社株式の株式価値の算定のための独立の第三者算定機関を選任し、当該第三者算定機関から当社株式価値算定書を取得した上で、当社株式価値算定書を参考としており、当社株式価値算定書の結論に至る計算過程について、その算定手法は現在の実務に照らして一般的、合理的な手法であると考えられ、上記算定の内容についても現在の実務に照らして妥当なものであると考えられる。また当該算定の前提となっている当社の事業計画の内容に関する当社及び第三者算定機関から本特別委員会に対する説明を踏まえ、本特別委員会においても、当社の事業計画の作成経緯及び当社の現状を把握した上で、それらに照らし不合理な点がないかという観点から事業計画の合理性を確認しており、結論として当該事業計画を合理的なものであると考えている。これらを踏まえ、当該第三者算定機関作成の株式価値算定書について、特段不合理な点あるいは著しい問題などは認められないと考えられる。また、当該株式価値算定書を基礎として当社においても本取引の必要性及びメリット、当社の今後の事業への影響といった事情等を全般的に考慮した上で、本公開買付価格の検討を行ってきたと言え、当社において、経験豊富なフィナンシャル・アドバイザー（第三者算定機関）を起用し、本公開買付価格を含む本取引全般の条件交渉を実施したと言え、当社取締役会において最終的に決議を予定している本公開買付価格について、相応のプレミアムが付された価格であると言える。これらの当社における対応は、本公開買付けを含む本取引の条件とりわけ本公開買付価格の公正性・妥当性を確保し、またこれらに関する当社の判断及び意思決定について、その過程から恣意性を排除するための方法として合理性・相当性を有するものと考えられる。更に、当社からの説明によれば、本スクイーズアウト手続の条件に関しても、今後特段の事情がない限り、本公開買付価格と同一の価格を基準として算定、決定する予定であって、この点、本スクイーズアウト手続は、本公開買付けの後、本公開買付けに続く手続として行われることが予定されているもの（いわゆる二段階買収としての手続）であり、時間的に近接した両手続における取引条件が同一のものとなるようにすることは

合理的と考えられる。以上のことから、本取引の条件の妥当性が確保されているものとする。

(iv) 上記(i)乃至(iii)を踏まえて、本取引は当社の少数株主にとって不利益なものではないと考える。

(v) 上記(i)乃至(iv)を踏まえれば、現時点において、当社取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行うことは相当であり、当社の少数株主にとって不利益なものではないと考える。

④ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

当社は、山田コンサルより取得した当社株式価値算定書、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から得た法的助言を踏まえつつ、本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本公開買付けを含む本取引の諸条件について慎重に検討しました。

その結果、上記「1. 株式併合を行う理由」に記載のとおり、当社取締役会は、本取引について、(i) 本公開買付けを含む本取引により当社の企業価値が向上すると見込まれるとともに、(ii) 本公開買付け価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は当社の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断し、2020年2月4日開催の取締役会において、審議及び決議に参加した当社の取締役（東田勝氏を除く取締役3名）の全員一致で、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をいたしました。

なお、かかる当社の取締役会決議は、ツカダ興産が本公開買付け及びその後の一連の手續を実施することにより当社株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものです。

なお、当社の取締役のうち、代表取締役社長である東田勝氏はツカダ興産の唯一の株主であり、ツカダ興産の代表取締役社長を兼任していること及び本取引後も継続して当社の経営にあたることを予定していることから、本取引に関して当社と構造的な利益相反状態にあるため、特別利害関係人として、当該取締役会における審議及び決議には

一切参加しておらず、また、当社の立場においてツカダ興産との協議及び交渉にも一切参加しておりません。

⑤ マジョリティ・オブ・マイノリティ (majority of minority) を上回る買付予定数の下限の設定

ツカダ興産は、本公開買付けにおいて、買付予定数の下限を879,100株(所有割合32.08%)とし、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合には、ツカダ興産は、応募株券等の全部の買付け等を行わないこととしたとのことです。なお、買付予定数の下限である879,100株は、当社四半期決算短信に記載された2019年12月31日現在の当社の発行済株式総数(4,587,836株)から、同日現在の当社が所有する自己株式数(1,847,408株)、ツカダ興産が所有する当社株式数(799,562株)、東田勝氏の父である東田俊夫氏(所有株式数136,511株)、東田勝氏の母である東田壽美枝氏(所有株式数60,420株)及び東田勝氏の姉である東田道代氏(所有株式数60,000株)が所有する当社株式の全部(合計256,931株。以下「本応募合意株式」といいます。)並びに東田勝氏が所有する当社株式数(439,686株(小数点以下を切捨て))を控除した株式数(1,244,249株)の過半数に相当する株式数(622,125株。これは、ツカダ興産と利害関係を有しない当社の株主の皆様が所有する当社株式の数の過半数、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ(majority of minority)」に相当する数となります。)に、本応募合意株式数(256,931株)を加算した株式数(879,056株)に1単位(100株)未滿に係る数を切り上げた株式数(879,100株)としたとのことです。これにより、当社の少数株主の皆様の意思を重視して、ツカダ興産の利害関係者以外の株主の皆様の過半数の賛同が得られない場合には、本公開買付けを含む本取引を行わないこととしたとのことです。

⑥ 本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

ツカダ興産は、公開買付期間として法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、本公開買付けの公開買付期間を31営業日としたとのことです。

このように公開買付期間を比較的長期間に設定することにより、当社の株主に対して本公開買付けに対する応募につき適正な判断機会を

確保しつつ、ツカダ興産以外にも対抗的な買付け等をする機会を確保し、これをもって本公開買付けの公正性を担保したとのことです。

また、ツカダ興産と当社は、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っておらず、上記公開買付け期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮したとのことです。

なお、本特別委員会は、市場における潜在的な買収者の有無を調査・検討する、いわゆる積極的なマーケット・チェック（本取引の公表前における入札手続等を含みます。）については、情報管理の観点等から実務上の問題があることを踏まえ、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するために実施された各種措置の内容、その他本取引における具体的な状況に鑑みて、これを実施しなくとも特段、本取引の公正性が阻害されることはない旨、第3回の本特別委員会において判断しております。

4. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

自己株式の消却

当社は、2020年5月11日開催の取締役会において、2020年7月30日付で本株式併合の効力発生時点の直前時において当社が保有する自己株式の全部を消却することを決議いたしました。なお、当該自己株式の消却は、本定時株主総会において、本株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件としております。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 第2号議案においてご承認をお願いしている本株式併合に伴い、本株式併合の効力発生日である2020年7月30日に当社株式の発行可能株式総数は100株に減少する定款の変更をしたものとみなされます。かかる点を定款の記載に反映して、より明確化するために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。
- (2) 本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は25株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第8条（単元株式数）を削除し、その他単元未満株式に関する規定を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。
- (3) 本株式併合の効力が発生した場合には、1株以上の当社株式を所有する者はツカダ興産及び東田勝氏のみとなり、定時株主総会における議決権に係る基準日を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第14条（定時株主総会の基準日）を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。なお、本議案にかかる定款変更は、本定時株主総会において本株式併合に関する議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が生じることを条件として、本株式併合の効力発生日である2020年7月30日に効力が発生するものとします。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1条～第5条（条文省略） （発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>13,900,000株</u> とする。	第1条～第5条（現行どおり） （発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>100株</u> とする。

現行定款	変更案
<p>第7条 (条文省略)</p> <p><u>(单元株式数)</u></p> <p>第8条 当社の单元株式数は、100株とする。</p> <p><u>(单元未満株式についての権利)</u></p> <p>第9条 当社の单元未満株式を有する株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(4) <u>次条に定める請求をする権利</u></p> <p><u>(单元未満株式の買増し)</u></p> <p>第10条 当社の单元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p>	<p>第7条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>第11条～第13条（条文省略）</p> <p><u>（定時株主総会の基準日）</u></p> <p><u>第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>第15条～第48条（条文省略）</p>	<p>第8条～第10条（現行どおり）</p> <p>（削除）</p> <p>第11条～第44条（現行どおり）</p>

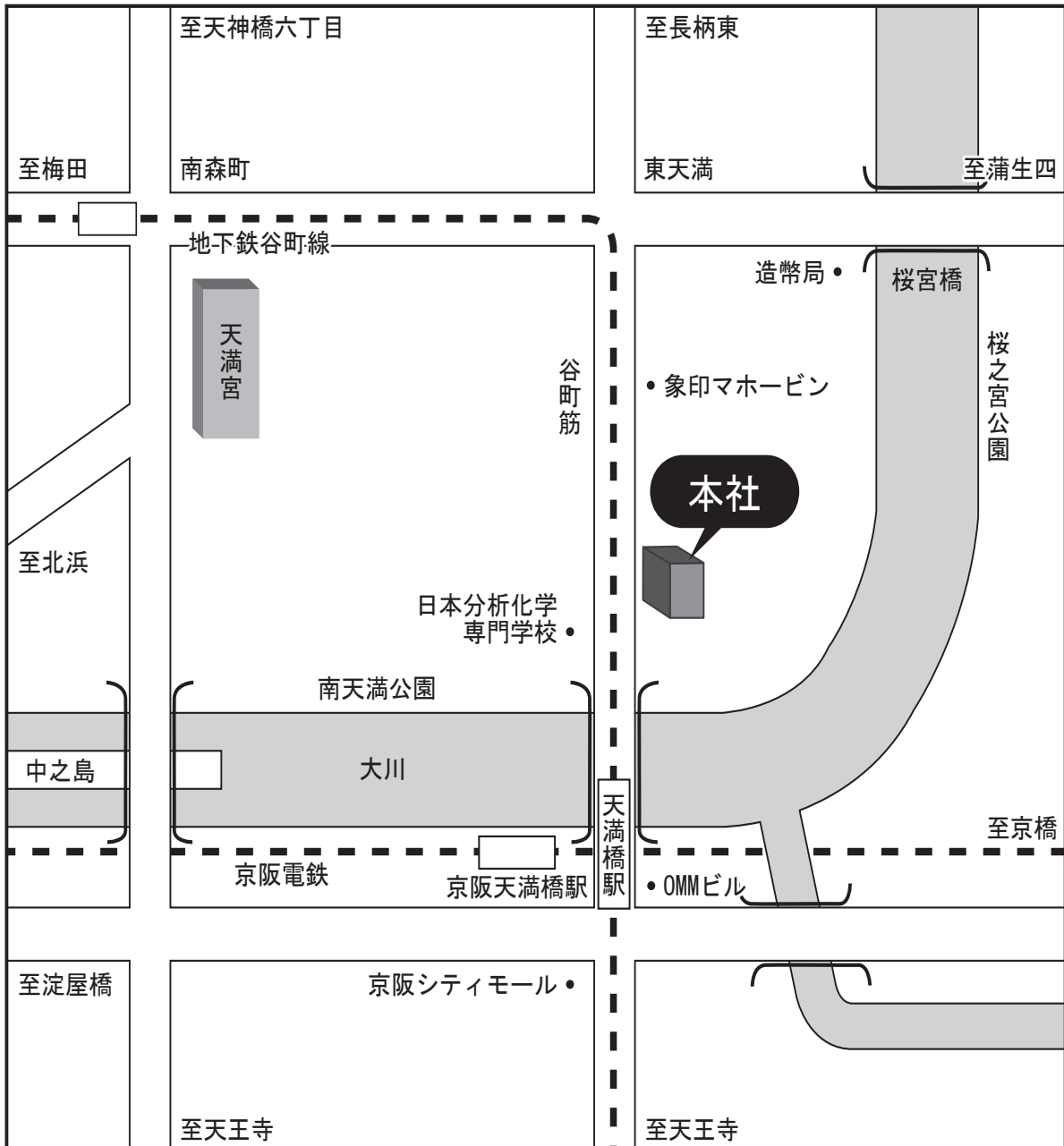
以上

株主総会会場ご案内図

会 場 大阪市北区天満1丁目6番7号

ミヤコ株式会社 本社5階

TEL 06-6352-6931



■交通のご案内

●地下鉄谷町線「天満橋駅」北出口②号より北へ徒歩5分

●京阪電車「天満橋駅」13番出口より北へ徒歩5分

※お車でのご越しの場合、近隣の有料駐車場をご利用ください。